

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月12日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第3号

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第1号中「(黒瀬インターチェンジから阿賀インターチェンジまでを除く。)」を削る。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第22条中「(黒瀬インターチェンジから阿賀インターチェンジまでを除く。)」を削る。

別表第2の25の3の項中「東広島市西条町馬木(馬木インターチェンジ)」を「呉市広横路一丁目1番(阿賀インターチェンジ)」に改め、同表25の3の2の項を削る。

第3条 広島県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第2の3の2の項中「世羅郡世羅町大字川尻字大仙山(世羅インターチェンジ)」を「庄原市高野町和南原字篠原山353番1先(島根県境)」に改め、同表3の3の項を削る。

附 則

この公安委員会規則は、平成27年3月15日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成27年3月22日から施行する。